別表第10（第19条関係）

設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表

第一種適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度分

（単位　円）

1　科目	2　科目内訳	3　科目内訳の内容	4　控除対象原価の内容	5　前年度に実際に要した第一号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価	6　５の原価から控除対象原価を控除した後のもの	7　６の原価に効率化率を乗じた後のもの
一　営業費	イ　注文獲得費	（１）　窓口又は電話受付部門における加入電話の新規申込み、移転等の受付又は割引サービス等の受付若しくは販売に係る原価	施行規則第14条第１号ロ並びに第２号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価			
		（２）　販売部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等	施行規則第14条第１号ロ並びに第２号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価並			

の取次ぎ若しくは販売に係る原価	びに同条第１号イ及びハに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価のうち、当該第一号基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの
（３）　技術支援部門におけるネットワーク構築に関する技術支援に係る原価	一の科目イ（２）において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの
（４）　代理店営業部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価	施行規則第14条第１号ロ並びに第２号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第１号イ及びハに規定する第一号基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの
（５）　販売サポート部門における割引サービス等の受付オーダ	施行規則第14条第１号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価

		ーのシステムへの投入及び顧客データベースの維持管理のうち、通話に係るもの又はテレホンカードの販売及び作成等に係る原価	並びに同条第２号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価のうち、テレホンカードに関するもの（報奨金に係るものを除く。）以外のもの			
		（６）　広報又は宣伝に係る原価	第一号基礎的電気通信役務の能動的な営業活動を目的とする広報又は宣伝に係る原価			
		（７）　企画業務に係る原価	一の科目イ（１）から（６）まで及びロ（１）から（３）までにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの			
	ロ　注文履行費	（１）　販売サポート部門における加入電話の新規申込み、移転等の受付オーダーのシステムへの投入及び				

		顧客データベースの維持管理に係る原価のうち、加入者管理に係るもの				
		（２）　料金の受入業務に係る原価				
		（３）　通話に係るデータの蓄積若しくは料金の計算、料金請求書の編集、作成若しくは発行又は料金の督促若しくは回収等に係る原価	施行規則第14条第１号ロ並びに第２号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価のうち、割引通話に係る原価			
		（４）　貸倒損失又は貸倒引当金繰入額に係る原価				
	ハ　営業管理費	営業業務の共通部分に係る原価	一の科目イ及びロ（１）から（３）までにおいて控除された原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの			

二　試験研究費	イ　試験研究費	（１）　利用者系ネットワークサービス等の研究開発に係る原価	第一号基礎的電気通信役務の提供の確保に直接資する研究開発に係る原価以外のもの			
		（２）　利用者系の研究開発に必要な基礎又は基盤技術研究に係る原価	同上			
		（３）　将来の通信技術に関係する新しい概念の技術等の純粋基礎研究に係る原価	同上			
		（４）　研究開発業務の共通部分に係る原価	二の科目イ（１）から（３）までにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの			
		（５）　法人営業部門における研究開発等に係る原価	第一号基礎的電気通信役務の提供の確保に直接資する研究開発に係る原価以外のもの			
		（６）　試験開発部門に	二の科目イ（１）から（５）			

		おける共通的作業（庶務、経理等）に係る原価	までにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの			
三　管理共通費	イ　営業管理費	（１）　支店における建物、事業企画、庶務、厚生、人事又は経理関係業務に係る原価	建物に係る原価にあっては、一の科目イ、ロ（１）から（３）まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの 建物に係る原価以外のものにあっては、一の科目イ、ロ（１）から（３）まで及びハにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの			
		（２）　物品調達、管理等に係る原価	一の科目イ、ロ（１）から（３）まで及びハにお			

	いて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの
（３）　営業部門業務に対する研修に係る原価	施行規則第14条第１号及び第２号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価
（４）　共通的作業（庶務、経理等）に対する研修に係る原価	一の科目イ、ロ（１）から（３）まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの
（５）　研修の共通部門に係る原価	三の科目イ（３）及び（４）において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの
（６）　社員の健康診断等の福利厚生に係る	一の科目イ、ロ（１）から（３）まで及びハ並び

原価	に二の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの
（７）　建物等の借料又は現状資産の維持管理に係る原価	建物等の借料に係る原価のうち、一の科目イ、ロ（１）から（３）まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの及び建物等の借料に係る原価以外のもの
（８）　電気通信役務の提供条件、料金等の制度に係る原価	一の科目イ、ロ（１）から（３）まで及びハにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの
（９）　窓口等に対する	同上

業務運営支援又は管理に係る原価	
(10)　料金請求又は売掛金管理に対する業務運営支援又は管理に係る原価	同上
(11)　法人営業部門に対する業務運営支援又は管理に係る原価	同上
(12)　公衆電話部門に対する業務運営支援又は管理に係る原価	同上
(13)　三の科目（１）から（12）までに掲げる原価以外の管理共通費に係る原価（(14)及び（15）に掲げるものを除く。）	施行規則第14条第１号及び第２号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価
(14)　本社における建物、事業企画、総務、厚生、人事又は経理関係業務に係る原価	建物に係る原価にあっては、一の科目イ、ロ（１）から（３）まで及びハ並びに二の科目において控

			除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの 建物に係る原価以外のものにあっては、一の科目イ、ロ（１）から（３）まで及びハにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの			
		(15)　印紙税、固定資産税等の租税公課	一の科目イ、ロ（１）から（３）まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの			
四　共通設備費用	イ　注文履行費	（１）　事務室、事務用機器等に係る減価償却費、固定資産除却	同上			

		費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税等に係る原価				

注

1　施行規則第14条第１号イからハまで及び第２号イからハまでに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに記載すること。

2　５の欄に掲げる原価から４の欄に掲げるものの原価を控除した後のものを６の欄に記し、当該記したものに効率化率を乗じた後のものを７の欄に記載すること。

3　第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する原価については、施行規則第40条の５の３第２項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

4　一の第一号基礎的電気通信役務と他の第一号基礎的電気通信役務とに関連する原価については、施行規則第40条の５の３第２項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

5　控除対象原価と控除対象原価以外の原価とに関連する原価については、施行規則第40条の５の３第２項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。